**公認審判員資格における登録更新時の特典について**

これまでの審判更新につきましては、公認審判員資格登録更新申請書の提出及び更新申請料の納付のうえ、登録更新を行っております。

　平成３０年度より、公認審判員資格の更新年度より前３年間において、審判員として大会に参加し、公認審判員資格証明手帳の大会審判実施記録に記載している日数に応じて、更新申請料を栃木県社会人クラブバドミントン連盟が補助いたします。

　更新が有効年度内になるため更新年度前３年間の証明にはすでに期限切れの前回手帳の提出も必要となります。

【例】有効年度が平成28年～30年の場合

　平成27年度～29年度の記録日数に応じて補助金が支払われます。

したがいまして補助金の受け取りには現在有効のものと前回期限切れの平成25年～27年度有効の公認審判員資格証明手帳２通が必要となります。

　尚、補助金の交付は更新料の支払い時に相殺とさせていただきますので、前回更新時（新規取得時）に社会人クラブ連盟会員で、更新時も社会人クラブ連盟会員の方に限らせていただき、いかなる理由があっても現金でのお支払いはいたしませんのでご注意ください。

また、更新時までに１日も記載がない場合は手帳の提出は必要ありませんが、記載があっても紛失等により手帳が提出できない場合や、審判員として参加しても手帳に記載がない場合は補助金も交付できませんので手帳の取り扱いには十分ご注意ください。

　補助金は取得している級によって異なりますが、金額については下記を参照ください。

　１級審判員においては、１日あたり１，５００円の補助、１０日以上（１年間に２～３日程度）の方は全額補助いたします。

２級審判員においては、１日あたり１，４００円の補助、６日以上（１年間に２～３日程度）の方は全額補助いたします。

　３級審判員においては、１日あたり１，０００円の補助、６日以上（１年間に２～３日程度）の方は全額補助いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 更新申請料 | １日あたりの補助額 | ６日以上の補助額 |
| ３級審判員 | ６，０００円 | １，０００円 | 全額補助 |
| ２級審判員 | ８，５００円 | １，４００円 | 全額補助 |
| １級審判員 | １５，０００円 | １，５００円 | 全額補助※ |

※１級審判員は、５年間有効のため、１０回以上（１年間に２回程度）で全額補助します。